

第 37 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

第 37 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成26年2月25日（火）10：02～12：08

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会
2. 当面の企画部会の進め方
3. 食料の安定供給の確保に関する施策についての検証①（基本法第16条及び第17条）
4. 新たな基本計画の検討における国民からの意見・要望の募集及び現場の声・実態の把握について
5. その他
6. 閉 会

【配布資料一覧】

- 資料 1 当面の企画部会の進め方（案）
- 資料 2 食料の安定供給の確保に関する施策についての検証①
（基本法第16条及び第17条）
- 資料 3－1 食料の安全性の確保等に関する資料
- 資料 3－2 食品表示の適正化等に関する資料
- 資料 3－3 食料消費の改善等に関する資料
- 資料 3－4 食品産業の健全な発展に関する資料
- 資料 4 将来推計人口等
- 資料 5 新たな基本計画の検討における国民からの意見・要望の募集及び現場の
声・実態の把握について（案）
- 資料 6 「食料の供給に関する特別世論調査」調査結果の概要
- 資料 7 TPP交渉の最近の動きについて
- 資料 8－1 平成25年11月からの大雪による被害状況等について
- 資料 8－2 今冬の豪雪による被災農業者への支援対策について

- 参考資料 1 食料・農業・農村基本法及び基本計画の概要
- 参考資料 2 山内委員提出資料

○政策課長 定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらずお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日は、小泉委員、武内委員、萬歳委員、松永委員、山内委員及び山口委員が所用によりご欠席となっております。出席委員数は12名でございます。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数を満たしておることをご報告いたします。

それでは、この後の司会は企画部会長をお願いいたします。

○中嶋部会長 おはようございます。企画部会長の中嶋でございます。よろしくお願いいたします。

では、まず初めに、横山農林水産大臣政務官からご挨拶を頂戴したいと思います。

横山政務官、よろしくお願いいたします。

○横山農林水産大臣政務官 皆様、おはようございます。お忙しい中、本日は企画部会のためにお集まりいただきまして、大変にありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より農林水産行政に対しまして格別なるご高配を賜っていること、改めて厚く御礼を申し上げます。

まず、先般の大雪被害に関しまして、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。私も先週の金曜日、群馬県に出張し、被害の状況を調査をしてまいりました。今回の大雪被害、本来、雪がそれほど積もる地域ではない、積雪地域ではない地域での降雪被害ということで、さまざまな工夫をされながら、これまで農業を発展させてきた担い手の方たちが大変な被害を受けている痛ましい状況になっている現状でございます。

既に昨日、倒壊したハウスの撤去、再建、それから果樹の改植などの支援策を実施することを決定させていただきましたが、今後も被災農業者が意欲を持って農業を継続できるよう、私たち農林水産省としても万全を期してまいります。

さて、本日は当面の企画部会の進め方、そして食料の安定供給の確保に関する施策の検証などについてご議論をいただくことになっております。その第1回目となる今回は、食料の安全性の確保、食品表示の適正化などに関する施策の検証をお願いいたします。また、本日は国民各界、各層からのご意見、ご要望の募集方法についてもご議論をいただきたい

というふうに思っております。

委員の先生方におかれましては、それぞれのご専門の見地から活発で忌憚のないご意見を賜りますように心からお願いを申し上げる次第でございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ここで横山政務官は公務のため、ご退席されます。

(横山農林水産大臣政務官退席)

○中嶋部会長 それでは、恐れ入りますが、ここでカメラは退席いただきたいと思います。

(カメラ退室)

○中嶋部会長 本日の会議は12時までの予定で、議題は当面の企画部会の進め方、食料の安定供給の確保に関する施策についての検証、それから新たな基本計画の検討における国民からの意見・要望の募集及び現場の声・実態の把握について、そして、その他となっております。よろしくお願ひいたします。

では、議事に移る前に配付資料の確認、当審議会の議事の取り扱いなどについて事務局から説明をお願いいたします。

○政策課長 配付資料のご確認をさせていただきますと思います。お手元の配付資料の一覧をごらんいただければと思います。

本日の配付資料でございますけれども、議事次第、配付資料の一覧——この紙ですけれども——それから企画部会の委員の名簿に加えまして、資料の1から2、資料の3には枝番がございまして3-1、3-2、3-3、3-4、それから資料の4、資料の5、資料の6、資料の7、資料の8-1と8-2、それから参考資料といたしまして、参考資料の1と、参考資料の2が山内委員からの提出資料ということで配付をさせていただいております。また、委員の皆様の机の上には、食料・農業・農村基本法関係の法令や、これまでの基本計画など参考資料としてファイルに綴じて設置をさせていただいております。ご確認をいただきまして、不足している資料がございましたら、お近くの事務局までお声がけをいただければと思います。

続きまして、当企画部会の議事の取り扱い等につきましてですが、前回の会議と同様、食料・農業・農村政策審議会議事規則によりまして、会議は原則として公開ということでございます。また、議事録は会議の終了後、委員の皆様方にご確認をいただいた上で、農林水産省のホームページに掲載をして公表させていただきますので、ご協力をお願いいた

します。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

食料・農業・農村基本計画の見直しを審議するに当たり、前回の合同会議でも大まかな審議の進め方について示したところでございますが、改めて夏までの検証の進め方や企画部会のスケジュールについて、事務局から案をご説明いただきたいと思います。

○政策課長 資料の1、当面の企画部会の進め方につきまして、ご説明をさせていただきますと思います。

前回の審議会では審議の進め方につきまして企画部会を月1回程度というペースで開催させていただきまして、まずは夏までの間、現行基本計画の検証を行い、夏以降、食料自給率などの目標設定の考え方、それから施策の具体的な方向性についてご議論いただくというあらあらの説明をさせていただいたところでございます。もう少し具体化したものが資料の1でございまして、今後の検証の進め方と企画部会のスケジュールの案ということでございます。

1の検証の進め方でございます。前回の会議などで委員の先生方から食料・農業・農村基本法の政策理念を踏まえて議論・検証を進めるべきであると。現行基本計画の期間だけではなく、基本法制定以降の施策の検証も行ってはどうかといったご意見をいただいておりますので、(1)の施策につきましては、基本法制定以降の施策の展開も含め、基本法に掲げられた政策理念との関係なども踏まえて、基本法の条文ごとに検証をしてはどうかということでございます。

また、(2)政策目標や展望などにつきましては、食料自給率目標や農業構造、それから経営の展望、農地面積の確保などに関する目標の達成状況、それから目標達成未達の要因などについて検証することとしてはどうかと考えておるところでございます。

2番の夏までの企画部会のスケジュールでございますけれども、本日の企画部会を含めまして毎月開催することを想定をしております。食料の安定供給の確保に関する施策、それから農業の持続的発展に関する施策、それから農村の振興に関する施策と、食料・農業・農村の施策ということで、それぞれ順番に2回ずつ割り当てて、検証のご議論いただければどうかと考えておるところでございます。食料自給率目標などにつきましては、施策の検証プロセスと並行いたしまして、第3回、次回の企画部会で1回目の議論をスター

トし、第4回以降の企画部会では宿題返しも含めて、さらなる議論も深めていただければというふうに考えております。

また、第4回のところですがけれども、構造展望、経営展望は農業の持続的発展に関する検証と関連するわけでございますので、この回であわせてご議論をいただけるように準備をしたいと考えておるところでございます。

もちろんこれらのスケジュールの案につきましては、企画部会における今後の議論状況なり資料の準備作業の状況などに応じて変更をされるという可能性もあるわけですが、事務局といたしましては、基本計画の検証をこのようなスケジュールで考えておるところでございます。よろしくお願いたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明のあった内容につきまして、ご意見ご質問等があれば承りたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは1点、私から一つ意見を述べさせていただきたいと思うんですが、施策の検証作業の一環として、委員が現場に赴き視察や意見交換することもあっていいのではないかなと思っております。このことは議事次第の中の4でご議論していただく現場の声・実態の把握にもつながるものかと思っております。

例えば農地集積や担い手の育成確保、それから中山間地域の振興などのテーマを幾つか設定いたしまして、どのような施策を活用してきたのか、それからその施策について皆様がどのような評価をしているのかということを経営の農家の方、農業団体や地方公共団体の方々との意見交換をする、時期を見てそういったものを実施してはどうかと思いますが、これについて何かご意見があればと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

この現地調査につきましては、事務局とも調整の上、今後、お示しさせていただきたいと思っております。

私から発言させていただきましたが、ほかに何かございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、当面の企画部会の進め方については、このような形で進めさせていただきたいと思っております。また、議論が進んだところで適宜変更等があれば、お諮りするよういたします。

それでは、次の議題に進みたいと思っております。それで、次の議題に進む前に、本日、藻谷

委員が10時半ごろに退席されるというふうに伺っておりますので、この後の議題についてのご質問ご意見があれば、先にお伺いしたいと思います。

○藻谷委員 申しわけございません。おくれてやってまいりまして、すぐいなくなると、本当に申しわけないんですが、きょう、珍しく大阪府で農業政策担当の方の主催の大阪府の——府ではなくて市の——農業を考えるフォーラムというのに呼ばれておりまして、たまたまそちらが先に入っておりましたので、農水省さんなら許していただけるだろうということで退室しまして、大阪府の農業についてまじめに考えてまいりますのでお許してください。

ただ、大阪府の農業といいますと、東京都の農業以上に何かあるんだと思われるでしょうが、やはり町のリジリエンス、いざというときの耐久性の問題から見ても都市農業というのは決してばかにするものではございませんで、やはり農業の、今後、高齢化する社会における市民社会の形成にも、ニューヨークのマンハッタンでも農業が重要に使われているわけございまして、そういうようなことを大阪府では紹介してまいりたいつもりです。失礼しました。

では、今のご下問の件につきまして、ちょっと先に一言申させていただきます。議題3の食料の安定供給の確保に関する施策ということなんですが、資料3について一言議論の中でぜひ、本当は後で言うべきことなんですが先に言わせていただきたいと思います。資料3については一言ご紹介なんですが、農水省のほかの小さな委員会で食文化ナビというものを作成する委員会に入っておりまして、このほど、それができる運びとなりました。地域おこしをやっている方々で、食を使った地域おこしをしている方に本物の食の振興になるように、本当の地域おこしになるようにはこうしたほうがいいですよというマニュアルをつくるというものでございまして、心血を注いで2年間かけて改善しましたので、非常にいいものになっていると自負しております。ぜひ、食を使った食育と地域振興と地産地消を結びつけて、実際に現場でやっている方に、おいおいと本物の食振興になっているかどうか、これで見直そうねというものでございます。ぜひ、委員が重なっているのは私だけなので宣伝させていただきます。3の話はそれでおしまいです。

4のほうでございしますが、この中で大変いいことがたくさん書いてあるんですが、ひとつぜひ今後、考えていただきたいということが、資料3-4でいいますと34ページに出てくる食品産業への海外への展開について、一言ぜひ、こういうことをお気をつけていただくとよりいいだろうということを申し上げます。先走ったようなんですが、日本食が世界

遺産になり注目も非常に高まっている折、食品産業の世界展開は極めて重要でございます。一言で申し上げますと、ここでは世界で日本の食品産業が世界に進出が始まっていますという紹介がされていて、どんどん伸びている最中であります。

私、2009年に1年シンガポールにいましたが、ちょうどその当時、日本食の会社の先達が出ていて、後発が次々と出てくる場所でしたが、シンガポールでのマーケットにおける日本食の人気はすごいものがございまして、日本におけるイタリアンのようなところがございまして、すなわち本格派から昔のデパートのインチキスパゲッティまでありとあらゆるものが日本食とって売られております。これが恐らく今後、アジアが豊かになるとシンガポールと同じ現象が続々と出ると思うわけですが、その際に非常に重要な点として1点申し上げます。

これを単に日本の企業の海外進出だけではなく、前のほうにもあります日本の食材の輸出に直結するという方向で育成する、促進するというのを今後の課題といたしますか、リアルタイムの課題としてぜひご意識いただければどうかということです。おかげさまで昨年、日本の食品の輸出は5,500億円ということで、徐々に最高水準を突破しまして、大変めでたいことでリーマンショック前の水準、震災前の水準を超えたわけなんです。実に素晴らしいことなんです。現状では食材の輸出と食品産業の進出というのは別のものとして取り扱われております。事実、別のものとして振興しています。すなわち外国産の食材を使って、そこでつくって、日本食として日本の企業が展開しているということがあるわけです。が、できますならば、外国に展開する日本食産業において、日本産の素材を輸入して生産するという度合いをさらに高めるように。さらには、外国の食品企業が日本職を名乗って経営しているケースが極めて多いんですが、そういうケースでも日本のコアな食材をきちんと輸入するという方向で誘導する施策を打っていく必要があるのではないのでしょうか。

これは、讃岐うどんを例にしますと、現状、讃岐うどんって国内で粉のほとんどが、残念ながら外国産の粉を使っております。非常に今、これからアジアで人気間違いなく高まるんですが、今の状況ですと、海外で讃岐うどんを名乗り、日本が輸入しているのと同じ粉を使い、同じ機械を使って打つと、同じ讃岐うどんが一応見かけ上でできてしまうわけです。そういうことだと、国内への一次産業の振興という意味での波及が図られません。そこで、ぜひイタリアのパスタのように、イタリア産のジュラムセモリナを使いましょうということをごきちんとしておけば、どこでスパゲッティが普及してもイタリアの粉の

売り上げがふえます。

同じように、讃岐うどんに関しても、国内の粉を使い国内のだしを使ったものを食べれば純粋さぬきうどんと認めるとか、何か日本食世界遺産認定マークが出るとか、そういうようなことをすることにより、世界に今後展開するときにも一番高級なものについては粉からきちんと日本から輸入するという意識づけ、方向づけを今のうちに打っておかないと、例えばハンバーガーのように世界中に進出したけれども、愚直にアメリカの肉を使っているハンバーガーチェーンは数個しかないということになりかねませんので、ぜひ日本の場合はアメリカの肉と違って非常に食材に力がありますので、進出した外食産業とか、特に日本の企業は国産材を使うにはどうしたらいいのかということ調べ、そういうのを促進する方法が必要ではないでしょうか。

長々としゃべりまして申しわけありませんでした。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ただいまのご発言については、後ほど取り扱わせていただきたいと思います。

それでは、事務局のほうから、議題3、5までをまとめて説明していただき、その後、一括して意見交換の時間を設けたいと思います。

それでは、順次、事務局からご説明をお願いいたします。

○政策課長 先ほど申し上げましたとおり、施策の検証ということなんですけれども、食料・農業・農村基本法の条文に即して検証を進めていきたいと考えておりますが、お手元にお配りしております参考資料の1をごらんいただければと思います。一番後ろから2つ目の束でございます。食料・農業・農村基本法についてという横長の四、五枚の紙でございます。この紙、1ページ目でございますのは、現行の食料・農業・農村基本法が食料の安定供給の確保と多面的機能の十分な発揮というところで、まずこの食料の論点、それから農業・農村ということで農業の持続的発展と農村の振興というふうな構造になっているということを示しておりますけれども、1ページめくっていただいて2ページでございます。

条文ですけれども、第1章が総則ということで、目的から第14条が年次報告——いわゆる白書でございます。こういう総則的な条文が並んでございます。第2章に基本的施策ということでございまして、第1節第15条の食料・農業・農村基本計画から第2節が食料、第3節が農業、第4節が農村ということで続いてございまして、きょうの検証ということで申し上げますと、まずは第2節の16条、17条、食料消費に関する施策の充実、食品産業の

健全な発展というところからご議論をいただこうと考えておりまして、資料の準備をさせていただいております。

恐縮ですが、資料の2をごらんいただければと思います。

A3の折り込みになっている資料でございます。私からはこの資料の構成の考え方をご説明させていただきまして、ページごとの内容につきましては、それぞれ担当部局から説明をさせていただくということにさせていただきたいと思っております。

1ページ、1枚おめくりいただきまして、食料の安全性の確保等（基本法第16条第1項）というページをごらんいただければと思います。

上の四角の囲みの中には、食料・農業・農村基本法の該当条文ということで第16条を掲げてございます。それから、現行の基本計画の中で、この条文の中に下線を引いておるところがございますけれども、その下線部に該当する主な部分とその下の丸の基本計画の概要というところで中身を記述しておるところでございます。

さらにその下には、横軸に平成12年3月閣議決定された12年の基本計画、それから17年の基本計画、それから現行の22年の基本計画という時間軸を引っ張って、それから縦軸に情勢の変化等ということで、一番左の端で申し上げますと、平成13年9月、国内初のBSEの発生というところから右のほうにそれぞれ情勢、事件などが発生したものを掲げてございます。

その下、主な制度等ということで、14年4月食と農の再生プランですとか、大きな制度の制定なり改正を掲げさせていただいております。

その下、講じた施策ということで、このページではリスク管理ですとか生産資材、GAP・HACCP等々というふうにマトリックスをつくって資料を作成しております。

それから、色分けの考え方でございます。右上の凡例にございまして、基本計画に即した施策につきましては青系統の色で示してございます。その中で主な制度等の欄と講じた施策の欄の記載内容が関連している場合には濃い青色を塗ってございます。その時々々の施策を踏まえて策定された様々なプラン等につきましては、わかりやすくするという観点から青色以外の色で対応関係を示しているということでございます。

具体的な例ということで申し上げますと、平成12年の基本計画の欄にございまして14年食と農の再生プラン、このプランはBSE問題なり食品の偽装表示問題などを受けまして取りまとめられたということで、オレンジ色で示してございます。すぐ下の15年7月食品安全基本法の制定などは、このプランに即した取組であるということでオレンジ色に合わせて

てございます。その下段のリスクアナリシスの考え方についてもオレンジということもございます。これ以降のページにつきましても同様の考え方で作成をしてございます。

私からは以上でございますので、この後、それぞれ担当の部局からご説明をよろしくお願いいたします。

○消費・安全局長 消費・安全局長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

では、着席して説明させていただきます。

まず、消費・安全局でございますが、資料2の1ページのところを見ていただきたいと思うんですが、平成13年にBSEが国内で最初に発生をして、そのときの反省を踏まえてリスク管理とか消費者対応を産業振興部局から独立して1つの局として設置するという形になりまして、平成15年に設置された局でございます。ほぼ10年が経過しております。

この消費・安全局の業務、大きく言いまして4つございます。1つ目は食の安全性、2つ目が表示などの消費者への情報提供、3つ目が食育、4つ目が家畜とか農産物の病気・害虫の蔓延防止というふうに大きく4つの柱で業務をやっております。

本日は条文に即して検討するということでございますので、最初の3つの点、すなわち安全性、表示、食育それぞれについて1枚ずつ紙をご用意いたしましたので説明させていただきます。動植物の防疫につきまして、以上のものとも関連する部分もありますが、別途日を改めてご説明をさせていただきたいというように考えております。

私からの説明はどういうふうにやらせていただくかということ、まず最初にご説明申し上げますと、この表の例えば資料2の1ページ目を見ていただきますと、上の欄に法律と計画の概要というのがございます。計画の概要の中に、この1ページでしたらポツが3つ打ってあります。言ってみれば、この計画の中に小課題が3つ書かれているということでございます。そして、その下の欄、3つの課題にそれぞれ対応して、例えば一番上の計画の概要の1つ目、「後始末より未然防止」の考え方、これが食の安全性で、いわゆるリスク管理の部分です。そここのところにつきましては次のところで、リスク管理というところで時系列に右に概略を説明すると。次のところの資材のところについては資材でご説明をする。表示のところは表示でご説明をする。最後に全体を通じた評価と課題のところ、我々なりの問題意識をお伝えすると、そういう形でご説明はさせていただきたいというように考えております。

では、そういった考えで今からご説明申し上げます。

まず、1ページ目、今、あけていただいているところをごらんいただきたいと思います。

今、申し上げましたとおり、私どものほうで3つ課題が、この食の安全のところにはございます。1つ目は「後始末より未然防止」というリスク管理の問題、それから2つ目が生産資材、3つ目がGAP、HACCPの普及ということになっております。

その内容についてご説明を申し上げます。真ん中のあたりの中段のあたりの講じた措置のリスク管理、このところをごらんいただきたいというふうに思います。なお、ここを中心にやりますが、必要に応じて情勢の変化、主な制度等もこの話の流れでご説明を申し上げます。全体ちょっとはしょってご説明することになりますが、ご容赦いただきたいと

思います。

まず、国内では平成13年9月にBSEが発生をいたしました。そのために、国民の健康保護を第一に考える施策、そして組織というのが求められるということになっております。一方、国際的には科学に基づいてさまざまな政策判断を行い、事件が起きてからの後始末ということよりも未然防止、発生前にそういったことを起こさないという観点から食品安全に取り組もうという——リスクアナリシスと呼んでおりますけれども——そういう考え方が取り入れられております。平成15年にコーデックスという国際的な機関で採択されております。

こういった考え方で平成15年7月に食品安全基本法が制定をされております。本日も食品安全委員会の方がお見えになっておられますけれども、そういった枠組みの中で私ども農林水産省においても安全行政というものを展開しているところでございます。それ以降、農林水産省ではリスク管理の標準的な手順を示した標準手順書と呼んでおりますけれども、こういったものを作成をし、この手順書に基づいたリスク管理に取り組んでおります。

また、有害な物質というのは実はたくさんございます。身の周りにたくさんあるんですけども、必ずしも意識されていない。あるいは意識していても科学的な分析は進んでいないというものが多ございます。そういうことですので、順次、こういった有害物質をリスト化して、もちろん有害物質の中にはカビ毒もありますし、重金属もありますし、さまざまな化学物質がございます。こういったものについて、まず科学に基づいて分析をし、低減対策を講じるということをやってきております。

続きまして、2つ目の欄、生産資材というふうにタイトルのうってある欄に進みます。ここでいっています生産資材と申し上げますのは、農薬・肥料・飼料などを主に想定した言葉でございます。こういった農薬・肥料・飼料というのは生産の現場では農産物・家畜・それからそれを使われる農家、こういった方にとって安全であるということが生産段

階ではそうですが、最終的にはそういった農畜産物を食べていただく消費者の健康、こういったものに影響を及ぼさないということが最低限求められる事項でございます。このために、最初に申し上げましたリスク管理とも共通する部分もありますけれども、科学に基づいて評価を行って、そして必要な安全基準を設定する。そして、新たな知見が得られれば、その都度見直しをするという一種の繰り返しをしながらレベルアップを図っていくという形になっております。こういったものも必要な手引書だとかガイドラインというのを決めまして、県など、あるいは農業団体を通じて周知徹底を図っていくという形にしております。

飼料や肥料につきまして、例えばBSEを事例にとって申し上げますと、平成13年に牛の肉骨粉を原料とする肥料や飼料の使用は一旦禁止しております。しかし、その後、一方で国内でのBSEのリスクというのは大変低くなって、ほとんどないに近いような状況までなっているということもございまして、リスクの管理措置というものもしっかりとれてきております。このため、本年1月から肉骨粉の肥料としての利用は再開というふうな形にしてしております。安全性を期しつつも資源の有効利用を図るところを科学に基づいてバランスをとっていくという形でやっているところでございます。

そのほかに動物用医薬品などにつきましても、日本、アメリカ、ヨーロッパそれぞれでできるだけ確認手続の共通化を図るということで合理化を図り、最終的にはコストダウンにもつながればいいなということで、そういった手続的な簡素化というものも進めているところであります。

3つ目、1ページ目の下から2つ目のところにGAP・HACCPと書いてあるところの欄のところをご説明申し上げます。GAP・HACCPいずれもローマ字で書いてありますけれども、GAPが主に農業、HACCPが食品製造業に対応する管理措置であります。

GAPと申しますのは、日本語では農業生産工程管理というふうに呼ばれておりますけれども、農業生産において食の安全性、環境保全、こういった事柄につきまして点検項目を決めて、それぞれの項目についてしっかりやられているかどうか記録をとって点検をする、そういうことをそれぞれの農家でサイクルを回していただくということで、よりすぐれた農業経営、農業生産をやっていただくというものでございます。

HACCPのほうは、主に食品製造でございます。必ずしもそれだけではないんですけれども、主に食品製造がターゲットになっておりますけれども、微生物による汚染等の危

害要因を分析をして、それにどういう工程でしっかり管理をすればいいのかというのを継続的にやっていくという形でございます。

GAPとHACCP、基本的な考え方においてはかなり共通した部分がございます。最初申し上げましたGAPにつきましては、ヨーロッパでも国内でも徐々に広がってきております。平成19年3月に農林水産省でそういったスタンダードとなるような基礎GAPと呼ばれるものを策定しております。ただ、GAPの場合は工程規格というふうなものがございませんので、順次、こういったものについて多様な取り組みが行われているという形になっております。HACCPのほうにつきましては、導入率が大手企業は多いんですが、中小企業の場合にはまだまだ低いという実態でございます。HACCPについてはHACCP支援法が25年6月に改正をされてきております。それで、支援措置の拡充も行われているところでございます。

続きまして、下に4つ目、震災対応と書いてあるところがございます。震災が起きまして、この震災におきましては、放射能の問題がやはり一番大きな問題でございます。しっかりと安全性を確保しつつ、科学的な知見に基づいて正しい情報を消費者の方にお伝えをするということで、余り合理性のない懸念というのは払拭していただく必要があるということでございます。

5つ目に事件対応、震災だとか事件は当然、計画には書いておりませんので、計画外の事柄としてここに記載しておりますけれども、事件対応として直近のところでしたら、冷凍食品に対する農薬混入の事案がございました。こういったところにつきましても、消費者庁、厚生労働省、関係省庁としっかりと連携をして対応していきたいというふうに考えております。

評価と課題のところ、今、大体お話しした中で申し上げましたけれども、まず安全性の確保ということにつきましては、なかなか目立たない分野ではありますけれども、農業政策の一番基本になるところでございます。科学に基づいてしっかりと地道に取り組んでいくということが重要だろうというふうに思っております。生産資材のところにつきましては、農業生産を支えるものでございます。できるだけ低コスト、かつ安全性を確保しつつ、円滑に供給するように体制を整えていきたいというふうに思います。GAPとHACCPそれぞれにつきまして課題がございます。GAPにつきましても周知を図っていくという形を進めていきたい。HACCPにつきましても、支援措置もできておりますので、特に中小企業への導入を進めていくということをやりたいと考えております。

なお、HACCPと似たような言葉で農場HACCPという言葉がございます。これは主に畜産を担当したものでございまして、大変関係はあるんですけども、別途動植物の検疫のところでまとめてご説明申し上げたいと思います。

続きまして、2ページ目、食品の表示のところでございます。食品の表示、今、1ページ目でご説明したのと同様の構造でご説明申し上げます。

テーマは食品の表示、1つ目が表示のルールです。2つ目がここに書いてあります概要でいいますと、加工食品などの原料原産地などの表示の義務づけ、続いてJAS規格、4つ目がトレーサビリティと、こういう4つの課題になっております。それぞれにつきまして、中段のところでご説明を申し上げたいというふうに思います。

その前に一つだけ申し上げておきますと、主な制度のところの真ん中を見ていただきたいんですが、21年9月に消費者庁が設置されております。この消費者庁の設置に伴いまして、食品表示の企画・立案、これは従来農林水産省がやっておったんですけども、消費者庁に移管をされております。農林水産省は引き続き監視は行っておりますが、企画自体は、消費者庁には協力はさせていただいておりますが、直接の責任という形にはなっておりません。その点をご承知いただきたいと思います。

表示のルールにつきましては、農林水産省の所管、担当していましたが、いろいろと制度改正も行われておりますが、現在直近のところではいいますと、制度のところを見ていただきますと、食品表示法というのがございます。食品表示法が昨年制定されまして、来年6月までに新しいルールが施行されると。それに向けて消費者庁が一生懸命、今、作業をしておられます。我々も協力して円滑に制度が施行されるようにやっていきたいというように考えております。

原料原産地のところにつきましても表示ルールは次第に拡張をしておりますが、今後もさらに取り組んでいく必要があるということでございます。

表示の監視のところでございますけれども、表示の監視につきましては先ほど申し上げましたように、当省が引き続き担当をしておりますところでございます。この表示の監視のところを見ていただきますと、表示の監視の下のところに実績が書いてございます。不適正表示の数値というのがございまして、生鮮食品、平成15年の場合でしたら、余り芳しくないという表示が47%ありましたが、最近では大体4%程度ということで、時間はかかりましたけれども少しずつ改善されてきているという状況でございます。

それから、その下にJAS規格、JAS規格はさまざまなものがございます。一般の加

工食品にJASマークがついているのでごらんになっている方もいらっしゃると思いますし、そのほか有機JASといって有機農産物にだけにつけられるJASマークというものもございます。こういったものも充実をしておりますけれども、今後ともこういったものについては必要な見直しをして、不要なものはやめるけれども必要なものはしっかりつくるということをやっていくという形になってまいります。

トレーサビリティのところにつきましては、現在、制度とすればお米に関するトレーサビリティ、それから牛に関するトレーサビリティということでやってきておりますが、今後ともこういったものについて検討していきたいというふうに思います。

次のページ、3ページ目を見ていただきたいと思います。食料消費の改善のところですが、課題はまずお米などの消費拡大など、それから2つ目が食育、3つ目が地場農産物の利用の拡大という形になっております。真ん中の欄を見ていただきますと、消費の拡大のところには幾つか書いてあるのが、朝御飯をしっかり食べましょうとか米飯給食、こういうものを書いてやっているところでございます。

続きまして、食育のところですが、ここのところにつきましては、食育の場合には食事の内容ということもございまして、農業経験をしていただくというふうなこともございまして、こういったところについて取り組んでいるところでございます。また「日本型食生活」というふうなことをキーワードとして進めているところではあります。しかし、一方でなかなか食事内容といいますのは個々人の趣味、あるいは時代の変化に伴うものもございまして、なかなか定量的に捕捉する、あるいは把握する、ぜひこれでやってもらわないと困りますというふうないうのは難しい分野でございまして、食生活の内容なり日本型食生活の捕捉の方法、指標、こういったものも十分検討していかないといけないなというように考えております。

こういった中で、消費者ニーズをしっかりと把握をして、そしてまた、農業に対する理解を深めるためにも農業体験を進めていくということが大変重要であるというふうに考えております。それから、地産地消のところも同様な関係で進めていく必要がございまして、それに加えまして、和食のユネスコの無形文化遺産の登録、こういったものもございまして、国産食材の消費拡大にもつなげていくという取り組み、こういった取り組みを進めていく必要があるということでございます。

全体に最後の食育あるいはこういったところは国民運動といいましょうか、ソフトな国民に対する働きかけを中核とした政策という形になります。

途中で時間がなくなって、かなりはしょってしまいましたけれども、必要な部分はまた後で補足的にご説明させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○食料産業局審議官 続きまして、食品産業でございます。食料産業局の櫻庭でございます。どうかよろしくお願いたします。

4 ページでございますけれども、冒頭の上の囲みの部分、基本法第17条でございますけれども、食品産業の健全な発展ということで、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化といった施策を講じることとされております。

3 つほどポツがありますけれども、現行基本計画の概要でございます。

1 点目は、フードチェーンにおける事業者間の連携した取り組みの推進や国内市場の活性化、2 つ目は海外展開による事業基盤の強化、3 点目が食品産業の将来ビジョンの策定等を記述しているところでございます。消費・安全局と同様な説明をさせていただきます。

まず、食品製造業でございますけれども、この事業基盤でございます。ご参考の資料にはございますけれども、食品製造業というのは中小・零細企業が全体の99%を占めていると、そういった産業構造にあり、事業基盤の強化というのは課題となっております。その中で、特に国際交渉による加工品の関税の引き下げ、これが近年影響を受けておりまして、その加工業者への支援として特定農産加工法に基づく融資なり税制による支援を行ってきているところでございます。

先ほどもございましたけれども、平成19年以降、製品の消費期限の改ざん、あるいは不適切な事案が複数発生してきております。このような状況を受けまして、19年10月に省内に食品の信頼確保を図るための対策本部を立ち上げると。これはコンプライアンスの視点でございますが、20年3月に成果として業界みずからが信頼性向上を図るための行動計画の策定を進めるための手引を策定し、各業界にご説明に歩いているというところでございます。また、20年6月から食品事業者と行政とが連携して消費者に向けた食に対する信頼性を取り組むプロジェクトということで、フード・コミュニケーション・プロジェクトをスタートさせて、現在、1,600を超える参加者となっております。

また、海外の伸びゆく需要を獲得するため、農産物等の輸出、食品企業の海外進出の動きが見られるところでございます。このような食品産業のグローバル展開を支援するため、各国の輸出、そして海外進出に必要な情報を収集、提供するとともに、企業の円滑な進出を促進するためのさまざまな取り組みを行っているところでございます。

なお、先ほども藻谷委員からございましたけれども、平成25年の農林水産物食品の輸出

額は過去最高の5,506億円となっていますけれども、輸出とその物流に関しては次回のテーマとなっております。詳細はその際にご説明させていただきたいと思っております。

続きまして、農業との連携でございます。農業と食品産業の連携に関しましては、農林漁業者と多様な事業者が連携して取り組めるよう、制度的には平成20年5月の農商工連携法、平成22年11月に六次産業化・地産地消法、平成28年には収支を前提とした株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の制定という形で順次、各種政策を実施しているところでございます。

また、昨年12月に決定されました農林水産業、地域の活力創造プランに基づきまして、産官学によるコンソーシアムを整備し、健康と食べ物の因果関係の調査、これを行う医福食農連携を進めてまいりたいと考えております。

右側のこれまでの評価と課題でございますけれども、3点に集約されるのではないかと。まず一つは、先ほどご説明した食品産業の将来ビジョン、これを24年3月に策定しました。これを今後、どのように生かしていくのかが重要ではないかということが1点です。その中でも事業基盤の強化につきましては、今後、国内市場が縮小してグローバル化への対応が求められる中で、食品産業の海外展開についてビジネス、あるいは投資環境をどのようにサポートしていくべきか考える必要があるのではないかと。また、農業との連携につきましては、食品産業事業者と農林漁業者などが共同して発展するためにどのような連携をとるべきか考える必要があるべきではないかということでございます。

続きまして5ページでございます。次は食品流通・外食産業でございます。

まず流通の合理化でございますけれども、流通業・外食産業というのは今、人口の減少、そして高齢者の増加、あるいは単身世帯の増加、食の外部化比率の進展、いろいろな食の消費形態が見られるところでございます。生鮮食料品流通の基幹的なインフラでございます卸売市場、これにつきましては順次、卸売市場法の改正や卸売市場整備基本方針を策定してまいりました。安全で高質な生鮮食料品の流通の基礎となるコールドチェーンの構築、そして卸売市場の再編・合理化を推進してきたところでございます。また、地元商店街における飲食料品店の減少、大型商業施設の郊外化に伴いまして、高齢者を中心に食料品の購入や飲食に不便・苦勞を感じる、いわゆる食料品アクセス問題に対応するため、地域の関係者が食品アクセス問題について検討する場について支援しているところでございます。

外食産業の海外展開に関しましては、和食や日本食材のブランド価値の保護・向上を図るため、海外における和食の品質を守る取り組みを進めることが重要と考えております。

先ほど藻谷委員から、日本産農産物を使ってもらう、あるいは食品産業と日本食材の輸出とのリンクを進めるべきとのご意見が出ております。資料3-4に29ページには、時間の関係で省略いたしますけれども、いわゆる、我々、今まではメード・インと、日本産のものばかり輸出しておりましたけれども、環境整備とかいろいろやる、そういった海外の進出企業、あるいは外食店と連携している取り組みを進めているところでございます。この方向性につきましては、次回、改めてご説明させていただきたいと思っております。

最後に環境でございます。環境に関しましては食品廃棄物による環境負荷の増大、これが指摘される中、平成12年に食品リサイクル法を制定しまして、食品事業者における再生利用等の目標を設定しました。その後も川下における対策の強化、食品廃棄物の発生抑制の目標設定などなどの必要な取り組みを推進してきたところでございます。

昨年から過剰在庫・返品等によって発生する食品ロスを削減するために、関係する業界の皆さんに集まっていただきまして、納品期限に係る商慣習の見直しに向けた検討・実証を行っているところでございます。さらに地球温暖化防止、省エネ対策として、食品業界における環境自主行動計画の推進・強化の支援、あるいは容器・包装リサイクルを推進しているところでございます。

これまでの評価と課題でございますけれども、流通の合理化につきましては、消費者ニーズの多様化・高度化に的確に対応できる流通インフラを構築する観点から、国はどのような役割を担っていくのか考える必要があるのではないかと。また、卸売市場は消費者のどのような役割が期待されているのかという観点、さらに海外市場、とりわけアジア市場への外食事業者の事業展開を促進するために、フードシステム全体の取り組みに対して国はどのような役割を担うべきなのか。最後に食品ロスの削減に向けても川下における再生利用をいかに推進していくべきか。また、消費者を含めた関係者に対してどのような協力を促していくのか考える必要があるのではないかと。多様な問題意識を持っている次第でございます。

以上でございます。

○政策課長 引き続きまして、資料の説明をさせていただきます。資料の4をごらんいただければと思います。

今回の基本計画の検討に際しましては、中嶋部会長ほか複数の委員の方々から人口減少が本格化して初めての見直しになるということが一つのポイントであり、今後、人口が大幅に減少することなどを考慮して施策を検討することが必要ではないかといったご指摘を

いただいております。今回、まずは将来推計人口等ということで資料を準備させていただきました。

1 ページ目が、我が国のこれまでの人口の推移と将来の人口推計を表したグラフでございます。我が国の人口は2010年ごろをピークに——1億2,806万人ということですが、——減少に転じておりまして、特に2030年以降、減少が加速化して、2050年には人口が1億人を割り込むということも見込まれておるところでございます。また、高齢化率が上昇していった生産年齢人口が減少していくということもございます。

2 ページ目でございます。農村における人口推計でございます。都市圏に比べまして高齢人口率が増加をし、生産年齢人口率の減少が見込まれているということもございます。

3 ページ目が2050年までの人口の増減の状況ということでございまして、主に地方圏で人口減少、それから無居住化が進む一方、人口が増加する居住地域は東京圏、それから名古屋圏などの一部というふうに見込まれているということもございます。今後の人口減少なり高齢化、それから単身世帯の増加など、いろいろな要素があると思っておりますけれども、食料消費や農業労働力としてどうか、それから農村社会にどのような影響をもたらすのかといった点に関する分析につきましては、私どもとしても試算を試みるなど、今後のご議論の参考に資するように準備を進めたいと考えております。

続きまして、資料の5をごらんいただければと思います。議題の4に移るわけですが、新たな基本計画の検討における国民からのご意見・ご要望の募集及び現場の声・実態の把握についてということもございます。

前回のこの会議におきまして、複数の委員の方々からさまざまな層の方の意見を聞くような仕組みを工夫してほしいといった趣旨のご意見をいただいております。これを踏まえての事務局の案でございます。具体的にはということで、1でございますけれども、(1)にございまして、郵便、ファクス、ホームページを活用して意見を募集することとともに、その告知につきましては(2)にございまして、ホームページへの掲載を初め、メールマガジンなりフェイスブックなどで幅広く声をかけて募集をしたいというふうに考えております。また、(3)募集期間でございますけれども、企画部会における議論の区切りに合わせて、3回に分けて募集を行ってはどうかと考えてございます。

さらに2ポツでございますけれども、農林省がやっております各種の説明会で出された意見なども一元的に集約をしてご報告をさせていただいたり、場合によってはヒアリング

も実施してはどうかと考えているところでございます。

このようなことを通じて得られました声につきましては、事務局側で整理をさせていただいて、また企画部会に提出をして議論に活用していただきたいと思いますと考えてございます。

先ほど、当面の企画部会の進め方のところで部会長からございました現地調査の機会なんかも活用していければというふうに考えております。

以上が事務局の案でございます。よろしくお願いいたします。

○食料安全保障課長 続けて、資料の6でございます。食料安全保障課長の太田でございます。よろしくお願いいたします。

食料供給に関しまして世論調査を実施しましたので、その概要につきまして報告させていただきます。

こういった世論調査、これまで定期的ではありませんが何年かに一度実施をしております。今回も基本計画の見直しを前にいたしまして参考にするために実施をいたしました。

今回の世論調査の特徴は2点ございます。1つは生産額ベースの食料自給率について意識を調査したということでございます。カロリーベースとあわせて生産額ベースの自給率につきましても目標としておりますので、今回意識を調査したということでございます。

もう一つは食料自給力でございます。活力創造プランにおきましても、自給率と並べて自給力につきまして掲げられておりますので、今回初めて自給力につきまして調査をしたということでございます。

調査結果は2に書いてございますように、まずカロリーベースの食料自給率につきましては、低いと考える人が約7割。若干5ポイント程度下がっておりますけれども、引き続き7割の人が低いと考えているということでございます。初めて調査をいたしました生産額ベースにつきましては、高めるべきと考える人が8割いたということがわかりました。それから、一番下の丸、食料自給力につきましても高める必要があると考える人が9割いたということが今回わかったところでございます。食料自給率の関係につきましては、次回、それから次々回の企画部会で資料を提出して改めて議論させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○総括審議官（国際） 続きまして、国際部の松島でございます。資料7に即しまして、TPP交渉の最近の動きについてご説明したいと思います。

新聞等で報道されておりますけれども、現在、TPPの閣僚会合がシンガポールで開催中

でございます、本日が最終日でございます。ちょっと2カ月間ほどさかのぼっていただきまして、最近の動きをご紹介したいと思います。

資料の一番上に平成25年12月7日から10日までT P P閣僚会議とございます。T P P交渉につきましては平成25年——2013年中に交渉妥結をしようということで、毎月のように会合を開きまして精力的に交渉をしてきたわけでございますが、12月の会合では交渉妥結に至らず、引き続き事務レベルでの作業を進めていくということが確認されたわけでございます。

その後、平成26年1月20日、甘利大臣とフローマン代表との電話会談、1月25日、林農水大臣とフローマンとの会談、2月15日、甘利大臣とフローマン代表との会談ということで、アメリカとの閣僚レベルでの2カ国間協議を精力的にしてまいりました。ご案内のとおり、T P P交渉というのは大きく分けましてルール交渉——サービス、投資、環境といったもののルールを決める交渉——と、関税を中心としたアクセス改善——市場アクセス交渉——の2つの交渉がございますが、アクセス交渉につきましては、昨年夏以降、2国間協議を精力的に行いまして、相手国の貿易関心を聴取しながら合意点を探っていくという交渉を実施してきております。我が国のアクセス交渉の基本的な方針は、前回の会合の際にご説明申し上げましたけれども、昨年3月にT P P交渉参加入りを表明する際に、国会の衆参両院の農林水産委員会でいわゆる重要5品目について聖域を守っていくという決議が行われまして、それを踏まえて交渉を進めてきているというわけでございます。そのアクセス交渉につきましては、日本の最大の農産物貿易の相手国となりますアメリカとの間で立場が非常に大きく違っているという状況がございます、ここにございますような閣僚レベルの会合をかなり集中的に行いまして、着地点と申しますか、双方が合意できる点を探ってきたという経緯がございます。

そういった閣僚レベル、また、これと並行して行っております事務レベルの協議を行った後、資料の一番下でございます2月17日から21日にかけてシンガポールで首席交渉官、これは事務レベルの会合でございますけれども、それに引き続きまして、22日からT P P閣僚会合が行われております。この会合では、先ほどお話ししましたルールの交渉を全交渉参加国12カ国で協議するとともに、閣僚レベルで全ての交渉参加国と日本は2カ国間協議を実施するという形で合意を目指してきたわけでございます。

現在まだ議論は継続中でございます。通常こういった閣僚会合は、その最後に閣僚声明を公表しまして、その中でその会合の評価ですとか今後のプロセスが明らかになるという

ことをごさいます、まだ、その閣僚声明の議論が始まっておりませんので、現段階で今回の閣僚会合の評価をすることは大変難しゅうございませけれども、現地から断片的に伝わってきます情報によれば、ルール交渉も市場アクセス交渉もなかなか厳しい交渉が行われているという状況にあるというふうに判断しております。

以上でございます。

○経営局審議官 続きます、今般の大雪による被害状況につきまして、経営局の審議官でございます。ご説明させていただきます。

資料の8-1、8-2でございます。

資料の8-1に被害状況を記載させていただいております。今回の大雪は、ふだん降雪量が少ない地域を中心に甚大な被害をもたらしております。被害状況につきましては、現在まだ把握中ではありますけれども、例えばビニールハウスの損壊につきましては1万4,000件を超える被害というところになっているところでございます。

これを受けまして、17日に被災農家に対する円滑な融資、共済制度の迅速・的確な対応を要請する通知書を発出したほか、18日には林農林水産大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置の上、関係地方公共団体と連携を密にして被害状況を迅速に把握するということにいたしました。また、21日には、先ほど冒頭でご挨拶がございましたとおり、横山農林水産大臣政務官が被害を受けた群馬県下の視察を行ったほか、先日23日には林農林水産大臣が山梨県下の視察を行いまして、それぞれ知事との意見交換も行ってきたところでございます。

資料8-2をごらんいただきたいと思います。これまで創意工夫で経営を発展させてきた担い手が各地で多大な被害を受けております。被災農業者が今後も意欲を持って農業を継続していけるように、昨日づけではあります。災害関連資金の無利子化、ビニールハウスの修繕及び再建の前提となる倒壊したハウスの撤去に要する経費の助成。撤去費用の助成は、今回初めてということでございます。それから、果樹被害に係る未収益期間に要する経費の支援といったこと、こういうものを講じるということにいたしました。ごらんの対策のとおりでございます。

さらに、今後詳細な被害状況を把握し、現場のニーズを伺った上で追加対策を検討することとしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、ご用意いただいた資料はご説明いただきました。

ただいまから、ご説明のあった各議題について委員の皆様からご意見ご質問をいただきたいと思ひます。

なお、本日ご欠席の山内委員からは書面にてご意見を提出いただいております、参考資料2として配付しております。

それでは、どなたからでも結構でございますので、挙手の上、ご発言いただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。

それでは、市川委員、お願いいたします。

○市川委員 すみません、あいうえお順でいっても多分一番最初に指名されると思ひますので、幾つか意見を述べさせていただきたいと思ひます。丁寧な解説をいただきましてありがとうございます。

この大きな資料の1ページ目の現行基本計画の概要ということで、現行制度は後始末より未然防止を基本としてやってきましたということで、さまざまな施策が行われてきたということを理解しております。ただ、この現行の計画の途中では東日本大震災があり、思ひもかけないような放射性物質の汚染の問題というものも発生をしました。いわゆる後始末より未然防止というところがなかなか想定できないようなこともこれからは起こり得るということで、次の計画のところではそういう考え方も必要なのだと改めて思ひました。

特に放射性物質の問題においては、暫定規制値から基準値を設定するに当たって、消費者の人たちは大変混乱をいたしました。その影響が風評被害という形で現在も引きずっているということは大変残念でなりません。このようなミスは、きちんと検証して、よい方向にその失敗を生かしていただきたいと思います。

現在、リスク管理と危機管理ということで、農林水産省においてもリスクの程度に応じた管理をしていると述べられていることは意義のあることだと思っております。前提として、きちんと行っているという中ではありますが、先日、平成24年度のお米のヒ素の含有量実態調査がプレスリリースをされました。それによりますと、お米というのはやはりヒ素のリスクが食品の中では高いという認識を改めて一般の消費者の人たちも持つことになっていくのかなと思っております。全ての地域で等しくリスクがあるというのではなく、地域的にリスクの偏りがあるという状況も述べられておりますので、そういう情報がきちんと出されているということを前向きに受け止めながらも、地産地消を余り大きく進めるというのは、一部の地域のリスクの高い人たちにとっては逆にリスクを高める行

為になるのではないかと懸念も持っているところです。そのあたりはやはりほどほどという原則が大事なのではないかなと思います。

それから、ちょっと話が飛んで恐縮ですが、同じく玄米について。ヒ素にしろカドミウムにしろ、玄米のほうがやはり精米したものよりは多少なりともリスクが高いという、これはデータの的にも出されていることです。お米を食べましょうということで、それが高じて、より玄米を食べたほうがいいのだというような、食育と称してそのようなメッセージを出したり、活動されている人たちがいるということも事実です。そういうことが食育という名のもとに、もし行われているのであれば、本当にそれは安全性という観点から推奨できることなのかどうか、私は消費者の立場から、ぜひ検証していただきたいと思います。民間の人たちが行っていることに口を出すべきではないというご意見もあるのかもしれませんが、ぜひお米を食べましょうと言っている農林水産省においては、そのあたりは踏み込んでいただけたらと思っています。

それから、これはリスクコミュニケーション全体についての意見。いろいろな分析機械の性能が上がり、それから技術も進歩することで、今まで普通に当たり前に食べていた食品の中に、思いもかけないような有害なものが見つかりましたというようなこと、例えばエコナの問題にしてもそうだと思うのですが、そういうことというのはこれからもあり得ると考えています。私たちは今まで普通に食べてきてはいるのですけれども、そういう事実がわかることがこれからもあり得るという前提で、私たちが普通に食べている食品の中には、実はリスクのあるものが含まれている可能性が高いですよとか、あるんですよという基本姿勢で食品のリスクコミュニケーションを進めていただきたいと考えております。

それから、その観点で国の施策としては、特定のリスクだけを小さく小さく減らすというのではなくて、全体のリスクをいかに減らして低減化していくかという視点に立ってリスク管理を行っていただきたいと思っています。

それから、表示のことについて、一点だけ述べさせていただきます。加工食品の原料原産地表示については消費者庁の一元化検討会においても実は棚上げというか、結論を先延ばしにした内容になっております。なぜそのような現状になっているのかについて、閣議決定で義務化と拡大が決めてあるから、それに沿っていくしかないんだではなくて、なぜいろいろな検討会で常にペンディングされているのかということのをいま一度考えてほしいと思っています。これは消費者庁にもぜひ認識していただきたいと思います。農林水産省におかれましては、農業生産者を守るという立場と、それから食品事業者へも配慮すると

いう両方の立場があると考えています。多くの消費者は、加工食品の原料原産地表示は、選択に資するための表示であるのに、安全の確認のために原料原産地表示を利用しているという現状があります。農水省におかれましては国産品の振興はあるべきだと思いますが、国産振興をPRするときに、そのためにこの原料原産地表示があるというような表示制度をゆがめた使い方をしてはいけないのではないかと考えています。現在は消費者庁マターに入っている案件ですが、農水省として、加工食品の原料原産地表示について、国産品を買ってもらいたいから原料原産地表示をどんどん義務化・拡大していきましょうみたいなことはいかなものかと思うところです。

すみません、長くなりました。以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

二、三人の方にご発言いただいた後、区切りながらそれぞれ質問に答えていただくという進め方をしたいと思いますので、ほかに委員の方でご発言したい方、いらっしゃいますか。

それでは、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 あいうえお順で2番目ですので、2点だけ申し上げたいと思います。

大変丁寧なご説明、ありがとうございました。きょうの内容は十分わかったんですけども、もしかするとこれからお話しすることも既に取り組まれているかもしれませんので、そうだったらまた教えていただきたいと思います。

一つは食育なんですけれども、食品の栄養ですとか国産品の普及だとかというふうなことはわかるんですけれども、一つ我々が考えなければいけないのは、調理に関する啓蒙ということをもっとすべきではないかなというふうに考えております。私ももうスーパーマーケットの店内等でキッチンをつくってお客様に提供し、これは販売促進の一つでもあるんですけれども、食べ方を啓蒙していますけれども、どうも見ていますと、やはりどんどん加工済みの食品を買われている傾向が高くなっています。一つの要因としては、やっぱり調理の仕方を知らない。生鮮製品の需要を上げていくという意味でも、こういった食の調理、やりたければ料理学校みたいなことになるかもしれませんし、学校でかもしれませんし、あるいはこういった我々がやるような店内でのものをより促進していくというふうなことをしていくことが、回り回って、そういった野菜、肉、魚等の材料に関する需要を高めていくというふうになるのではないかと考えています。

最近、視察してきたアメリカの状況を見ますと、アメリカのスーパーでもそういう料理

教室なんかを併設しているものがどんどんふえてきております。そういったことも踏まえて感じておりますし、先だってABCクッキングスクールという料理学校、そこは今まで女性だけ中心だったんですけれども、男性の生徒さんも認めるというようなことで、これはやっぱり女性の活躍推進ということで、男女共同で家事もやるということを考えてときに、男性に対してもやっぱりそういった料理の啓蒙ということは大事なことなのかなというふうに感じております。それが1点です。

もう一つは食品廃棄のことで、これは私どもも切実な問題ですし、減らしていこうということで、施策にありましたメーカーさん等の協議は当然進めておりますけれども、一方で、これもまた利用者である最終のお客様のことに目を向けますと、やはり高齢化とともに胃袋が小さくなってきています。ハーフポーションとかというものを食品ではいろいろつくったりだとかしておりますし、個包装——より小さな包装のものをつくっております。

一方で外食に目を向けますと、これは気のきいたお店はハーフポーションを承りますというところがありますけれども、まだまだそれは少ないですし、今度、残したときに持って帰りたいというと、これは食品衛生のほうの問題になるのかもしれませんが、それを拒否するレストランも多々あります。こういったところについて、もちろん衛生の問題とお店に対するリスクということがありますので軽々には言えないかもしれませんが、日本人のよさでもありますもったいないというところを考えたときに、残したものを持って帰れるというようなことも基準みたいなものをもしつければ、もしかすると売り上げはハーフポーションにすると下がっちゃうかもしれませんが、より数を多分、結果的に売り上げも上がってくるかなと私は考えますので、自分たちでもやることでもありますけれども、そういったこと。

あともう一つは、長鮮度の商品というのは我々も商品開発を進めております。今までセブンイレブンなんかのお弁当ですと、日に3回、鮮度切れを起こすことになりますけれども、チルドにして持たせるとやっています。これも発展の中で、これから我々も力を入れなければいけないと考えているのが冷凍食品です。これに関しては、今、いろんなメーカーさんが出されていますけれども、どちらかという間に合わせ的な冷凍食品が多いですけれども、よりもっとおいしい、そしてふだんの食卓にもきちっと供せる、あるいはお客様に出せるようなものを開発していく、こういったことに対する我々も企業努力をしてまいりますし、また、農水省さんとしてもそういったことに対するご支援とかいただけ

ばいいのかなというふうに考えていますので、以上2点申し上げました。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにかがでございましょうか。それでは順番のようになってしまいますが、香高委員、お願いいたします。

○香高委員 では、まず、私からは3点意見を述べたいと思います。

1点は農村における人口推計。今回、この基本計画を考える上では非常に重要になってくると思いますが、まず、きょう示していただいた推計の線引きで果たしていいのかということです。まず、国の推計も全て同じですが、生産年齢人口のスタートが14歳から始まっているんですけれども、実際問題、今、この国で14歳から働いている子というのはどのくらいいるのかなという大きな疑問として残ります。

今後これも議論しなくてはいけないと思うんですけれども、農村では実際、高齢者が非常に働き手となっていて、一番大きいピークの山のところが70歳以上にあるという中で、生産年齢人口が64歳で切れているというのは、全くちぐはぐなのではないかなというふうに考えています。このあたりのところを、今後どこで農村における生産年齢人口を考えるべきかというべき論から議論すべきだと思います。幾つかパターンを示して、この年齢で線引きをすると、このくらいに減りますというようなあたりのところをお示しいただけると、より議論が深まるのかなということを考えます。

それからもう一つ、推計での、農村の人口の割合の変化なんですけれども、これも今、兼業農家が非常に多い中で、現状に即すべきなのか、今後この傾向を延長していく形にするのか、ちょっとこれも考えるべきだとは思いますが。人口イコール農村の働き手という考え方を少し精緻に見直した上で推計をしないと、過大な期待をこの人口統計の中に抱いてしまう結果になるのではないかと思います。このあたり、大変お手間だとは思いますが、少し精緻な数値をお示しいただけるとありがたいと思います。

それからもう一つ、表示ですが、外食と中食のところの表示のあり方を再検討する必要があるのではないかということ指摘したいと思います。現在、お弁当屋さんなどでは自分で好きなものをとるという形がかなり主流になって、主婦なんかはそういうのを好んで利用するのですが、その場で詰め込む形式のお弁当などは、店員に聞けるので原産地を書かなくてもいいというルールになっていると聞きます。ですが、実際にその場にいる店員さんに聞けるというルールを知っている消費者がどれくらいいるのか、それから聞いて答

えられる店員がどれくらいいるか、というのは非常に疑問です。

実際に買う側の立場でいうと、加工食品には非常に細かいルールがあるにもかかわらず、実際に多くの人が消費をふやしている中食の部分のルールが非常に曖昧なままになっているというのは、少しバランスを欠くのではないかなと思います。ただ、加工食品のように精緻なものを消費者が求めているかという、そんなことではないと思います。その辺のところは、例えば少なくとも国産なのか外国産なのか、あるいは原産国はこの季節だったらどの辺かというような、多少幅のあるやり方でもいいと思うんですが、業者の方の負担も考え、例えば幾つかのパターンを作りマルバツ方式でマルを付けるなど、何かいい解決策を導ければなと思っています。

それから、食品産業の海外展開では、食品は基本的に生鮮食品に限りなく近いものだと思います。これまで輸出をしていく上では、物流の面とか、あるいは検疫の面が非常にネックになり、生産者は出したいし、現地でお店をやっている業者は受けたいんだけど、実際は期待に沿うようなものがなかなか手に入らないというようなこともあったと思います。この点に関し農水省さんだけで考えるのではなくて、経産省とか中小企業庁とか、あるいは国交省なども巻き込みながらさまざまな国の交渉を国を挙げてやるというような意気込みで臨んでいただければなと考えております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

では、ちょっとここで区切って事務局のほうからお答えいただきたいと思いますが、先ほど藻谷委員からもご質問がありましたので、それについてもお答えください。それから、この後、委員の方にもご意見を伺いたいの、なるべく事務局からのご返答はコンパクトにお願いいたします。

○消費・安全局長 まず、消費・安全局でございます。ご説明申し上げます。

今、市川委員から何点かご指摘をいただきました。未然防止が重要なので、過去の経験をしっかり踏まえてやりなさいということは全くご指摘のとおりでございます。

それから、リスク管理、危機管理でヒ素の例が出ておりました。つい先日、私どもでデータを公表したことを踏まえてのことでございます。まだ、いろいろデータを集めている最中でございますので、今の段階でどうのこうのという方向を出せないわけではございませんけれども、まず、いずれにいたしましても玄米のほうが精米より少し高いとか、あるいは地域に差があるといったしましても、それをもし食べると危険だというようなことには

絶対ならないようにもちろんなっておりますので、毎日毎日それを食べていただいても安全な状態で食料品はもちろん供給しております。その点にご懸念のないようにしていきたいと思いますが、できるだけヒ素を吸収しないような形で農産物をつくるということ自体は努力は必要でございます。技術開発も進めております。あわせて普及していきたいというふうに考えております。

それからあと、いろいろと予測できないリスクというのがあるということでございます。それはおっしゃるとおりでございますし、例えば食経験のあるものが全て大丈夫かという、そんなことはございませんし、水でもお塩でも食べ過ぎれば、それは体の調子がおかしくなります。いつもそういったことでいろんなことが起こり得るという前提でリスクは見ていくと。ただし、全てをやるというわけにはいきませんので、やはり重点的にリスクの高そうなもの、あるいは摂取量の多そうなもの、こういったものから重点的にやっていくという形で順番をつけてやっていきたいというように考えております。

それから表示のところにつきまして、現在、先ほど申しましたように、表示のルール自体は消費者庁のほうで検討を進めておられまして、原料原産地の表示ルールも、現在進めている作業が一段落したところで、今年の夏前後ぐらいから改めて仕切り直しで検討を始められるというふうには伺っておりますけれども、基本的には、消費者に対してどのような情報を提供するのがより選択に資するかというところが基本になるというように考えております。

それから、伊藤委員のほうから食育、その中で調理というものをしっかり教えていく必要があるのではないかとということでございます。大変外食、先ほどありました中食、こういったものがコンパクトでいい商品が出ているということもございますし、調理するのが面倒くさい、やったことがない、包丁がないというふうなことで調理をされない方がふえているのは事実でございますが、実際にやはりこうやって食品に触って加熱して食べていただくということは大変重要でございます。こういったことも食育の中で生かしていきたいというふうに考えております。

それから、香高委員のほうから表示について、外食と中食のところでございますけれども、こここのところにつきましても、加工食品と違いまして、かなりのバラエティーがあつて原料も変わったりということで、実際のルールづくりが難しいというふうなこともあつて現在の制度になっておりますけれども、広い意味での表示ルールでございます。消費者庁ともよく相談をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○食料産業局審議官 食料産業局でございます。

伊藤委員からございました3点で、まず1つ目の調理の関係でございますけれども、2つの視点で進めたいと思っております。1つはお年寄りに関しては、やはり栄養不足とかがありますので介護食の分野、そういった形でそれをご自宅でもできるのか、あるいは業界的に半調理のものでもできるのかとか、あるいはいろんな形で今、検討を進めているところでございます。また、お子さんに関しては、学校給食の場でどういったものができるのかと、そういった場を利用して、例えばシェフ——料理人の方々が給食の現場に出向いて原材料の説明から調理までを教えるような、そういった取り組みを進めていきたいと思っております。

2点目の食品廃棄、特に外食の関係ですが、これはやはり食中毒の関係がございまして、それぞれの保健所の皆様のご指導があるので一概には言えないんですけれども、一部においてはドギーバッグとかそういった形で持ち帰る。昔の折りを持って帰ってくるとかそういった形で進められているところもありますので、そこら辺はまた地元の保健所さんといろいろそれぞれの業界が話し合っただけならばという形で思っておりますし、我々も情報をいろいろあちこち公開するなり情報交流を進めたいと思っております。

冷凍食品の話がございましたけれども、現在ここ10年ぐらいはたしか冷凍食品の製造は150万トン前後で、金額は若干ふえていますけれども6,000億程度と記憶しております。中身は水産の冷凍品が落ちてきて、調理済み、あるいはお菓子という分野がふえてきているという状況だと思います。そういう意味では、そういった消費者の皆さんのニーズ、あるいは店舗展開とか、それとのマッチしたような商品開発がされているのではないかと。農林水産省としても地域の原料を使ったり農商工連携と、そういった形でソフト・ハードの研究開発ももちろん含めた支援策がございまして、業界団体ともあわせて、ただ、業界だけではなくて流通の皆さんも入れながら進めていきたいと思っております。

香高委員から海外展開のお話がございましたけれども、まさしく各省連携しなければできない、そのとおりでございまして、私どもは1つは単品でいくということもありますけれども、混載ということもございまして。そういう意味では、それをいかに物量を輸出するときに集められるか、積載効率を上げるかという形で、あるいは一点に情報収集するため、そういったプラットフォームづくりを今後進めていきたいなと思っております。当然、海外におけるいろんな規制がございまして、検疫もございまして、放射性物質の規制もござい

す。あるいは投資に対する規制もいろいろ海外にございます。そういったものを収集しまして、分析をしながら一つ一つ丁寧にそれぞれの国と対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○政策課長 香高委員から、人口推計など試算をもっと緻密にやったらどうかというご指摘をいただきました。いろいろ工夫をしてみます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

まだご質問へのご返答、積み残しがあるかもしれませんが、一応承っておりますのでご容赦ください。

それでは小林委員、お願いいたします。

○小林委員 どうもご説明ありがとうございます。よく理解できました。

ただ、基本的な問題として、きょうのこの議題は食料の安定供給の確保ということなんですが、安定供給ということは、イコール安定需要がなくては安定供給というのはいけないということだと思えるんですけども、安定供給の確保というのはやはりさっきの人口の推移ではありませんが、どんどん人口がふえていった20世紀の日本のことをイメージするのではないのかなと思います。逆に21世紀はもうここにいますように確実に人口が減るわけですから、どうやって本当に需要を確保するんだということがない限りは、やっぱり供給の確保を頼めないということだろうと思います。

そういう観点で、日本の人口は減りますけれども、やっぱり世界はふえるわけで、特に21世紀の前半はアジア、21世紀の後半はアフリカでしょうけれども、今の70億が100億になるわけですし、そういう海外ということをしちっと実感しておいて展開すべきであると思います。そういう中で、さっき昨年度ですか、輸出が五千何百億になったという話がありましたけれども、ぜひ要因の分析をすべきだというふうに思います。為替のポジションがどの程度あって、実際に何がどれだけふえたんだということです。それとさっき藻谷さんからもありましたけれども、やはりユネスコの世界遺産の、これをうまく使うとか、あるいは日本ブランドをどうするんだとか。例えば和牛なんかというブランドは世界中誰でも使っているわけでありまして、そういうのはやっぱりきちっと日本としてどうするんだという戦略が非常に必要であろうと思います。また、生産資材をどの程度安くするんだとか、全体のバリューチェーンをどう下げていくんだと、いろんな議論の中でやっぱりコストという発想は忘れてはいかんというふうに思いますので、コストということに関してはぜひ念頭に置いた上でのいろんな議論を進めていくというのが多分、今後の農業あるいは

食品業界の発展につながるのであろうというふうに思います。

そういう中でちょっと小さいことかも知れませんが、これは話を聞いていて、こんなこともあるんだと思いましたのは、GAPなんかもいろんな都道府県の物もがあれば、J Aのが、あるいは民間団体もあるんだというのは、何でこんなになっているんだろうという感じがいたしますが、非常に奇異に感じます。この辺に関してはぜひ対応いただければというふうに思います。

それと、すみません、最後です。体験教育で実は弊社の20代の若手社員を今、和歌山に毎年出しているんです。田植えと刈り取りをさせているんですが、非常にみんな新しい世界を見たというような報告が来るんです。ぜひ、さっきのいろんな意識調査で90%前後の日本人が非常に大事だということをいっているわけですから、それはぜひ実地で体験させるというのが物すごく大事だと思います。ぜひ文科省なんかとも相談していただいて、それをうまくパッケージに組み込んでいく、そういうことをお願いしたいというふうに思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 一部重複する部分がありますが、やはり食料の安定供給の中で、今、小林委員さんがおっしゃいました人口推計が、日本の厚労省がやっている人口推計と国連がやっている日本の人口推計に大きな開きがあると。ここの見方をどうしておくかというのが非常に重要になってくると思いますので、少し専門的なご議論をお願いしたいというふうに思います。あと、現状を踏まえて安定供給のためのいろんな施策が施されていますけれども、必要量と必要面積、それとそれを生産する生産者をやはりある程度実態に合わせて地域ごとに示していく必要があるのではないかというふうな気がしています。

次に、食料消費について農業基本法から現在の食料・農業・農村基本法にかわって、生産から消費までを網羅する法律制定がなされているわけですが、それから15年たっているかなと思います。この間、消費者の農業に対する理解がどの程度深まっているのか。グリーンツーリズムですとかレジャーに関する農業体験というのは盛んに行われて、私どものところ、来年1万人の受け入れが確定しておりますけれども、非常に評価は高いんですが、このことに対する省庁間の連携、文科省さんもお見えになっておりますが、今後どういうふうに位置づけていくべきなのか。私どもが受け入れているのは日常の食教育ではなくて体験教育ファームという言い方をされていますが、ここはやっぱり農水省さんと文

科省さんの連携が欠かせないことだと思いますので、ぜひ深めていく中で農業理解を高めていただきたいなというふうに思います。

2番目も関係しますが、学校教育の中で農業や食べ物に対する理解が深まるような指導要綱等の規定変更はなされてきたんだろうかということ非常に常に思うんですが、その辺の連携もぜひ図っていただいて、具体的にお示しをいただければありがたいなというふうに思っています。

次に3点目に、基本法に基づいて食生活の指針とか、あるいは消費に関する情報提供等の施策が行われておりますけれども、それらと基本法に定められていますような農業資源の有効活用に資する内容になっているのかどうか。それともう一つは、栄養不足国への支援、先ほど食料の廃棄が国内で1,700万トンあるということが言われておりますが、かなり調理済みの食品等が捨てられるわけですから難しい課題もありますけれども、一方では飢えている国とか人々がいらっしゃるということも、やはり教育の中できちっと伝えていって、最終的にはそういうことがなくなるような施策を立体的に行う必要があるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひ今後の施策の中で検証・検討をお願いしたいなというふうに思います。

もう一点は、GAPの導入のメリットということで消費者や実需者の信頼確保ということがGAPの導入目的の第一番目にあるわけですが、そのことが消費者にきちっと伝わっているのかどうかというのは非常に疑問に思うところがあります。生産局や安全局あるいは厚労省との問題・課題のところに書かれておりますが、今後とも十分な連携をとっていただきたいなというふうに思っています。

もう一点は、食の安全を語るときに、最近ホームセンターで農薬が自由に売られていて、この間の農薬混入の事件がありました。私どもも農産物でありますけれども加工までやっていますと、ああいう事件が内部で起きたとき、どうやって対応するんだろうかということを考えてみますと、まだあの原因ははっきりしていませんが、多分一般の人が農薬を手に入れるとすれば、ホームセンターで簡単に手に入るんですよね。この間、冗談で言っていました。うちでやるとすれば簡単にやれるよねという、パートさんが言っていて、これをどうやって防ぐのかというところがありますが、制度として一般に自由に売られている農薬の販売とか、それに対する行政の対応は今後どうあるべきかということも、ぜひ念頭に置いていただければなというふうに思っています。

あと、食品産業に関しては、一番ちょっと気になるのは、市場外流通がこの間、例えば

産直と言われた分野なんかがあるわけですが、これとの既存の市場流通の融合というか利活用。といいますのは、ここにきて重油の高騰から始まって輸送コストが急激に上がってきています。農業者の手取りは当然、減っています。そういう中で、既存流通、要するに市場流通と市場外流通のもう少しミックスさせて合理的な消費者に届けるローコストの流通システムを構築する必要がどうしても出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。食品産業においては、私、農業者でありますけれども、農業との連携ということがあります。ある程度進んでいるというふうに見えるわけですが、結果としてこの間、農業者の所得が減少していると。ある統計で言うと43%減少しているというふうな数字になってはいますけれども、この連携のあり方、連携するだけではなくて、やはり食品産業も農業者もよくなるような連携でないと、農業者が一方的に収奪される仕組みをつくってしまっただけではやっばりまずいなと思っておりますので、この辺に対する施策的な配慮、あるいは適正流通規範みたいなものをきちっと整備をして点検をしてみるとか、そういったことをぜひ考えていただければというふうに思っています。どうしても食品企業と農業者と比較しますと、取引契約がふえているというのは事実ありますが、力関係でいうと農業者は圧倒的に弱いということがあって、そういう事態が発生しているということを感じていますので、この辺も十分施策的に配慮ができる点については配慮をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長 それでは、生源寺委員、お願いいたします。

○生源寺委員 個別の問題あるいは論点につきましては、委員の皆様からいろいろ示唆的なお話がございましたので、私は検証という観点から少し印象なり、少し考えていただきたい点を申し上げたいと思います。

まず、消費・安全局、いずれも非常に丁寧に説明していただきました。また、資料もきょうご説明していただいた以外のものも含めて、非常に周到な準備をしていただいております。消費・安全局の所掌されている部分につきましては、基本的に3回の基本計画は一つの流れのもとにあって、そのもとで食品安全委員会あるいは消費者庁とも連携しながら進んできているということを実感しております。

もう一つ、食品産業のほう、食料産業局からご説明があったほうにつきましては、とにかく食品産業の存在感というカウエイトが極めて大きいということを改めて確認できたのではないかなというふうに思います。ただ、この場におられる方は、このことは恐らくご承

知かと思えますけれども、この国の国民の皆さんが果たして十分承知しているかどうかということになりますと、ここは少しくエスチョンマークもあるかなというふうに思っております。例えば就業者でいっても、恐らく今、6人に1人ぐらいが食の産業で働いていて、しかしそのうちの恐らく農業、漁業、素材産業のほうは3割をもう切っている状況かと思えます。そういった中で、例えばでありますけれども、時々こういう議論があります。日本のエンゲル係数は高いと。これは農産物の価格が高いからだ。確かにそういう面はないとは言えないと思えますけれども、その要素がエンゲル係数を高めている部分というのは意外と小さいという面もあるかと思えます。だから、農産物の価格はこのままでいいということには必ずしもなりませんけれども、正確な理解という意味では、今、一つの例を申し上げましたけれども、やはり全体のバランスのとれた認識が必要かなというふうに思っております。

それから、検証という意味では、きょうも幾つか目標値があって、それがどのぐらい達成されているかというようなお話がありました。これは目標の性格によって、いろいろそれぞれ工夫をしなければいけないところがありますけれども、少し気になりますのは、市場規模とか、あるいはきょうはこれが話題になるわけではございませんけれども、農業・農村の所得を倍増するという、農業・農村の所得というような、こういう話もあるわけがありますけれども、これらの点につきましては、その目標が何を意味しているのかというようなことをやはりまず明確にしておく必要があるだろうと思えます。特に市場規模とか、あるいは所得ということになりますと、ネットで純粹にそこで新たに所得が加わるという場合もあるかもしれませんが、別のカテゴリーに属していた所得なりが、ある意味移転されて、ある我々が注目しているカテゴリーのところの増加をもたらしている場合もあるわけで、場合によるとネットが全体がゼロだというようなこともあり得ると思うんです。そういった意味で、目標の性格をきちんとしておくこと、これがある意味では検証の前提になるかと思えます。

それから、目標を立てる場合に、当然その目標に関する、そのカテゴリーと申しますか、数値に関する過去のトレンドがどうであって、そのトレンド以上のことを目標にすれば、それはなぜ可能なのか、あるいは何がそこに必要であるかというようなこともきちんとして明示した形での目標ということが私は必要だろうというふうに思っております。それがないと、結局目標を達成できなかったねと。しかし、それがなぜであるかということがきちんとして検証できないということにもなるかと思えますし、場合によると、目標そのもの

に無理があったということだってあり得ると思います。そういう意味でも、特に難しいのは経済的な要素に関する目標値だと思いますので、この点、ご注意いただければというふうに思います。

それから、もうこれで終わりますけれども、きょうの分野というのは、実はそれほど大きな論点にはならないような分野ではないかというふうに思っております。それでももう12時5分前ということで、これは今後、恐らくこういう事態は起こり得ると思いますので、きょう、山内委員がご欠席で書面で提出されておりますけれども、これはむしろ会長としての発言というふうに受け止めていただいてもいいんですけれども、出席されても十分発言できなかった場合には、後ほど書面を出していただくというような形でもって、十分意見を提出していただくということも考えていただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今、ご指摘もありましたけれども、もう時間がかなり迫っておりますので、申し訳ないですが、簡単に一通りご発言いただくという形で進めたいと思いますのでお願いします。

○藤井（千）委員 私は2点について意見を述べます。

まず、消費拡大についてです。今までいろんな対策はとられてきているんですけども、これではやっぱり消費は伸びないだろうなという気がしました。ライフスタイルがすごく変わってきているわけですね。それなのに、食育とかで包丁を持とうとか、調理しようとか、原材料を見ようとかといっても、そういう時間もなくなっているわけですから、私なんか今、何を食べようかなと思ったら、ぱたぱたとパスタをつくろうかなと。何か外で食べようかなと思って外食するときでもイタリアンだったら大体いいかなという感じで、すごく手軽に感じるんです。だから、和食がユネスコで登録されたということですが、和食といっても、世界では、大方のところイメージができないと思うんです。そこで、例えば日本の食材を使って誰にでもできるメニューの開発、冷凍でもレトルトでもいいと思うんですけども、イタリアンみたいにちょっとソースを買ってきてパスタをゆでて絡めればすぐできるみたいな簡単な手軽なメニューづくり、開発をやっていただきたいなと思います。

2点目はこれから意見をいろいろ聞いていくということで消費地でのタウンミーティングみたいなことを開いていただけないかなと思います。いろんなご意見を聞いても、それは農業関係者だったり、こういう専門家だったりするだけでは広がりが出てこない。やっ

ぱり食料、農業というのは消費者がいて成り立つ産業でありますので、そこで大消費地で農業にかかわっていない方たちを対象にしたタウンミーティングみたいな形で開催していただければ、今のライフスタイル、これからのライフスタイルを探り消費者が望んでいるかなどが、そういう情報が得られるのではないかなと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、藤井雄一郎委員、お願いします。

○藤井（雄）委員 一点だけ。

海外展開というのがやはり農業生産者にとっても非常に大きなところだと思っています。人口減少の中で、自給率も低い中で海外展開を言うと何だという話もあるんですが、生産者としてはしぼんでいく市場の中で生産性を上げていくというのは非常に投資もなかなかできないということもありまして厳しく感じます。ですから、やはり海外の市場が大きく伸びていくというところで、希望を持たせてくれるような展開が必要だというふうに考えております。その中で、きょうの食品の安全の話で入ってきますが、やはり海外でしっかり通用するような食品の基準・規格であったりとかをつくってほしい。HACCPにしるGAPにしる、国内だけではなくて海外規格にまで育てていくという視点が非常に必要だと思います。中小のメーカーとかがなかなか海外に出てこない理由の中にもこういうことがあるのではないかなというふうに思うんですが、そのあたり、国内で争っている場合ではなくて、しっかりグローバルスタンダードを見据えるような形の規格・制度というところを強化してほしいなというふうに思っております。

冒頭で藻谷委員からもお話がありましたけれども、大手で海外に進出して工場を持っているところは、現地の原料でやってしまうという構造になっていまして、しっかり日本から持っていくというところを意識してやっていくように、業界全体をつくっていかねばならないということが非常に大きいところだと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、松本委員。

○松本委員 3点ほど、時間も限られていますけれども。

食品表示につきましては、先ほど生源寺先生もありましたけれども、所得倍増とか国として一つの方針を出しておられると。六次産業化とか一定の方針を今、進めておられるわけですね。そうしますと、正直言って、農業者からすると大変これは食品産業と違って、大変不得手な世界ということが正直なところだと思います。そういう面で、この基本計画

をつくっていくという過程で、そこの世界をやっぱりどういうふうに支援していくかというようなことをもう少しクローズアップして詰めていく必要があるのではないかという問題意識が一つであります。

それから、あと2つ関連して、きょう出された資料についてですが、直接ではありませんけれども。人口推計がございました。この3ページに視覚的に大変青いところが偏っているということがあります。これを35年と40年後の姿だということで推計でありますけれども、こういう姿になっていいのかということ、私は大変これはあり得ない世界だろうということをおもうんです。そういう面で政策当局として30年後なり、こういうことに追い込まれないように、どういう農政として枠組みをつくり上げるのかということ、ぜひ前面に出して検討してもらいたいと思います。中国地方なんか、猿、イノシシしかいなくて人間がいないという、人がいないというような地域になるということでもありますから、こんなことが日本国家として許されるのかどうかと、そこは哲学の問題でありましょうけれども、そういう基本的なスタンスをはっきりとして臨む必要があるのではないかと思います。

最後になりますが一つ、今般の雪害についてです。早々に政府は支援対策を出すという、きょうも発表がありましたけれども、一つなかなか難しい話だと思いますが、現場の声がありましてお伝えしたいと思います。基盤強化法で認定農業者制度というのがありまして、その特典で税法上、準備金を積み立てられると。現に積み立てておられるのでありますけれども、それは土地の拡大とか機械の更新とかには使えるということで限定されていると。大変ハウスの全壊とか施設がこうなったときに、これが適用されないというのがまず、残念ながら今の制度ではなっておるんです。これは何となく自分の積んでおける経営展開のための資金が、こういうときに発動できないというのは何とも切ないという声がございます。これは税制の改正かもしれませんけれども、何か緊急のこういう、せっかくの策が有効に動けるような、そういうような道はないのか、これはちょっと難しい話かもしれませんが、現場から大変お声が出るということをお伝えしたいと思います。

以上であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、三石委員。

○三石委員 少し違った観点でコメントを述べたいと思います。

16条、17条関係は非常に丁寧にご説明いただいたので、私は非常によくわかったと思います。個別の論点については、ほかの委員の先生方が言われているので、重なって言うこ

とはいたしません。

問題は、細かい説明はありませんでしたが、資料6、内閣府の調査を見ると、これだけ様々な施策を講じていながら何故いまだに将来の食料供給について8割の人が不安なのかという点を、検証していかなければいけないのかなという気がいたします。もちろん農林水産省が実際に実施したことと一般の国民が思ったこととは違うかもしれません。しかいながら、「非常に不安がある」と「ある程度不安がある」という箇所を見ると、8割以上の方が将来の食料供給について不安になっています。我々はこの点を重く受け止めなければいけないのではないかなというのが1点です。

食料の安定供給の確保について、本日は基本法の16条、17条から検討してきましたけれども、実は基本法2条2項において基本的なスタンスは書かれており、そこには「国内を基本として輸入と備蓄を適切に組み合わせる」と記されています。この詳細な議論は次回あるいはその次ぐらいになっていくと思います。

我々みんな既に朝から晩まで3食お米だけ、国産農産物だけを食べて生きているわけではないということを知っています。そうすると、国産農産物をしっかりと食べていくことと同時に、いかにして輸入品を安定的に確保していくのかということをあわせて考えていかなければいけないということになります。

こうした点に加え、人口構成の問題があります。生産年齢人口が減るというのはもちろんですし、それと同時に、本日の資料3-3「食料消費の改善等に関する資料」という中に、世帯構成の変化の図があります。昭和55年には夫婦と子供が4割だったものが、平成47年頃には2割になり、単身世帯が急速に増加すると示されています。実は、そういう漠然たる不安が将来の食料供給に対する消費者の様々な不安の背景にあるのではないかと感じますので、その辺を共有しながら、今後の議論につなげていけたら良いと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

一通り委員の皆様からご意見を伺いました。ただ、先ほど生源寺会長もおっしゃいましたように、非常に時間が短くて十分にご発言できなかったこともあるかと思いますので、これは文書のような形で追加的なご意見をお寄せいただきたいと思います。

それで、それぞれの質問、ご意見に対して、役所のほうからお答えいただく時間がないので、最後にまとめて次官のほうから一言何かあればと思います。

○事務次官 若干次回以降の審議という面で見ると、きょうのところもいろんな議論があったわけですが、もっと大変な議論になってくるのに際して、次回以降、もっともっと緊張感を持って臨まなければいかんというふうな思いでございます。

時間のやり方自体もまたいろいろ考えさせていただきながら、また、きょうはまだおっしゃり足りない点については、また追加的に書面等でも、書面でなくとも結構でございますが、お出しただいて、それに対しては我々もまたお答えを返させていただくということもさせていただきながら、次回に向けてもっと効率的な議論ができるような形をまた工夫もさせていただきたいというふうに思っています。

また、きょうの議論自体の中でも出ておりました、まさしくこれからの例えば食料自給率の目標だとかということにもつながるような論点もきょう、かなりお出しただいたのではないかとこのように思っておりますので、またそれも我々もよく検討させていただきながら、次回以降の議論に臨ませていただきたいというふうに思っております。

とにかくお出しただいた意見というものが、一つも無駄になることがないように我々としてもよくそれを分析をし、また、お答えもさせていただきながら、丁寧な運営に努めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今のお話でございますように、出していただいたご意見等に、次の回にお答えいただくという形になります。一番初めに政策課長からもありましたように宿題に答えるというようなスタンスで臨むとおっしゃっておりますので、そういうようなことも含めて、今後のご発言もいただきたいと思いますと思っております。

それから、企画部会長からのちょっとお願いでございますけれども、7回までは過去の検証をやってまいりますけれども、そのときに目標の設定、それに対してどのぐらい達成したのか。達成するに当たって何が障害だったのか、それから制度上の何か問題がなかったのかということをご専門の立場からご指摘いただきたいと思います。これが7回までの議論のポイントになるのではないかと思っております。また、その目標を、次回の基本計画の中で同じように設定していいのか、それから施策は同じようなもので対応できるのかというようなことも、検証の過程でお聞きしたいポイントなのではないかと思っておりますので、今後、食料自給率の問題とか、農業・農村の課題ということに議論が進みますけれども、そういうことを念頭に置きながら、ご準備、ご発言をいただければと考えております。

進行が悪く、時間が過ぎてしまいましたけれども、一応今日準備していただいた議題は

検討いただいたということにさせていただきたいと思います。

それでは、最後に事務局から何かあればよろしくお願いいたします。

○政策課長 次回の企画部会ですけれども、3月下旬を予定しております。きょうのお話もございましたけれども、ちょっと長目の時間をいただいて会議を設定したいと思っております。具体的な日程につきましては、後日また文書でご案内申し上げますことといたしますのでよろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 それでは、本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会はこれにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

12時08分 閉会